

令和4年1月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年1月25日（火） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 合意解約等について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可について

第5 議案第3号 あっせんについて

第6 議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

おはようございます。それでは、定刻定足数に達しておりますので、これから令和4年1月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、会長に御挨拶いただき、そのあと議事進行をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○会長

皆さん、おはようございます。

顔ぶれを見ますと、年が明けて、ほとんどの方が初めて会う方ということで、改めまして、明けましておめでとうございます。

本年も本当によろしくをお願いいたします。令和4年1月西之表市農業委員会定例総会を案内いたしましたところ、推進委員また委員の皆様に出席をいただきまして、ありがとうございます。

現在新型コロナのほうが大分少なくなってきたのですが、また、新型コロナの感染が全国的に非常に拡大をしてきております。それに伴いまして、2月1日の研修が中止となりました。皆さん引き続き、手洗いうがい、マスク着用など、健康に御自愛をいただきたいと思います。

令和4年が皆様にとってよき年でありますように御祈念を申し上げます。

また、昨日、今日にかけて、子牛の競りが、行われております。昨日の結果ですが、西之表では最高額が雌は、Aさんのところの子牛が90万4,000円、去勢は、いつも非常に良い成績をとっておりますBさんの子牛が144万7千円の高値で取引されています。本土では800万円以上という、牛が出ておりますけれども、それに続いて、種子島でも非常に良かったと思います。

また、キビのほうは、1月24日の結果ですが、当日が糖度が14.36度、累計で13.7度ということで、糖度も良いようです。

カンショのほうは、ちょっと厳しい年でしたけれども、それ以外は、順調にしておりますので、農家の皆さんもちょっと、安心をしたところかなと思います。

○議長

それでは、本日の会議を開きます。

配付しております日程のとおり進めていきたいと思っております。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

14番 坂本委員、1番 日高委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第1号「合意解約等について」事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第1号「合意解約等について」を説明いたします。資料は1ページから4ページです。

今月の合意解約は1番から21番の21件で、台帳現況地目、田2筆、1,676平米、畑45筆、8万2,564平米の合意解約がありました。

以上で説明終わります。

○会長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料5ページから6ページです。

今月は所有権移転5件の申請がありました。

1番です。安納下郷地区です。台帳現況地目田の1筆で、現況面積1,852平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。安納大平地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積1,189平米を売買により所有権移転するものです。

3番です。現和川氏地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積982平米を売買により所有権移転するものです。

4番です。安城上之町地区です。台帳現況地目、田1筆で現況面積、1,166平米、畑3筆1,698平米を贈与により所有権移転するものです。

5番です。古田村之町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積2,030平米を売買により所有権移転するものです。なお、経営面積が2,030平米となり、下限面積の20アールを超えます。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

なお、番号2につきましては、譲受人が推進委員ですが、推進委員は議決権がありませんので、議事参与には当たりません。従いまして、このまま審議を続けたいと思います。それでは、続いて担当委員のほうから報告をお願いいたします。まず番号1、2番について1番委員、お願いいたします。

○1番委員

はい。1番です。先日、1月24日、推進委員、譲受人とともに現地調査を行いました。1番につきましては、午前8時から行ったところです。

譲渡人、譲受人に関しましては、兄弟関係にありまして、この農地に関しましては、40年ぐらい前から譲受人が耕作していた農地ということでございます。今回、ずっと管理してくれということで今回の申請になったところです。農地の場所といたしましては、農協の茶工場があります県道沿いにある田浦の中1筆でございます。隣周辺には、譲受人の農地があるという場所であります。現在は水稻栽培のための準備をしていたところです。1番に関しては以上です。

続きまして、2番に関して報告をいたします。これも先日8時半から、譲受人立会いのもと、調査を行いました。場所といたしましては、譲受人の自宅の隣にある農地であります。譲渡人、譲受人は親戚関係でありまして、現在はロータリーでたたいておりまして、サツマイモの苗床の準備をしているところでありました。

この対価に関しましては、ちょっと高いという感じがいたしましたが、実を言い

ますと、平成元年に、こういう契約で支払いを行っていたということでございます。その頃は、安納校区も県営畑地帯総合土地改良事業の西京2工区の基盤整備があった時期で、ちょうど完成した頃でありまして、農地の1反歩当たりの値段も、70万80万というところでございます。その後も、そういう値段で取引されたということでありまして、親戚関係でありましてそういう話も周辺にあったということで、平成元年頃こういう値段で、売買がなされたということでありまして。その後はなかなか名義が変わらずに、今回、名義が譲渡人になったことでこういう申請が出たということでございます。

以上で報告を終わります。

○議長

ありがとうございました。続いて番号3です。6番委員お願いいたします。

○6番委員

6番です。整理番号3について報告いたします。

1月23日、9時より、譲受人立会いのもと推進委員とともに現地確認を行いました。

申請地の上に譲受人の畑があって、その土手が崩れて、修理をしなければならぬということで、修理するためには譲渡人の畑に入ってやらないといけないということで、この際もう、畑を分けてくれないかということでした。また、譲渡人も、ずっと耕作はしておらず、管理だけをしていた状態の畑だったので、今回この話がまとまったようでございます。

譲受人はキビとかでん粉、ジャガイモ、等を耕作する専業農家です。80歳で高齢ですが、息子さんもいるということで、お手伝いをもらったりして頑張っているようでございます。

機械類も一式そろっており、技術的には何ら問題ないと思います。譲渡人と面談をして確認をとっております。

双方を確認の上、許可相当だと思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。整理番号4について10番委員お願いいたします。

○10番委員

10番です。整理番号4について御報告いたします。

1月23日、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。この畑4筆は、20年以上譲受人が譲渡人から借り、耕作を続けてまいりました。そしてこのたび、譲渡人からの贈与を持ちかけられ、それを受入れたとのこと。譲渡人と譲受人は親戚関係ということで、何ら問題ないと考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは整理番号5について11番お願いします。

○11番委員

11番です。整理番号5番について説明します。

20日に譲受人、担当推進委員の3名で現地調査をしました。申請地は、古田の田浦の近くにある畑で譲受人が10年ほど前から借りて牧草を作っております。

譲受人は、建設会社に勤務する傍ら、夫婦で繁殖用牛を現在6頭飼育しております。

す。

譲渡人は県外に居住しており、電話で確認をしました。その中で、これから帰ってくることもなく、手放したいとのことで、この所有権移転の申請になったようです。

譲受人は、機械等は持っていませんが、隣に住んでいる畜産業を営む弟の機械を借りて作業するとのことでした。

調査の結果申請どおり、間違いございませんでした。審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局また担当委員のほうから説明報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、議案第1号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第4 議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。議案説明を事務局をお願いします。

○事務局

日程第4、

議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は7ページです。

1番です。榕城上之原町地区です。現況地目畑の1筆で、面積356平米を宅地に転用するものです。申請理由は、借家住まいで手狭であるため、申請地に住居を建設したいとのことです。

土地の条件は、農振農用地地域外で中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備の地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は南側が道路、西側が通路、東側が宅地、北側は地目畑となっていますが、隣接部は山林となっているため、周辺の農地には影響ないと思われれます。

被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されており、資金調達については、融資予定証明書により確認がとれています。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましては、11日に合同現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○10番委員

10番です。1月11日朝の9時20分から調査員2名、事務局2名、推進委員、案内人立会いのもと、現地調査を行いました。

この案件は農地転用です。写真を見てください。

道路から見て、令和3年9月の定例総会で、右側の土地を住居に、11月の定例総会で、左側を道路と倉庫に土地の転用を許可しております。

また、排水も浄化槽を入れ、前面道路の側溝へと流すとのことでした。

既に許可された場所に挟まれた場所となるので、全く問題ないという結論に至りました。以上です。

○議長

ただいま、調査委員長のほうから報告説明がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明がありましたら、お願いします。

○5番委員

5番です。補足といたしますか1筆だったのが、半年の間に3筆の宅地になってきたということで、急速に市外、住宅化が進む上之原なんですが、業者さんの話では水圧が低くて、建てる人には念書を書いてもらっているということでした。

歩道もないし結局、市のインフラが、整わないうちにずっと宅地化が先行しているような、感じを受けました。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから説明がありました。皆さんのほうから何か質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

○1番委員

1番です。ここは、私も前のときは、現地調査行ったのですが、整地を全部しているのですか。前回許可したところの進捗状況はどうなっていますか。

○5番委員

5番です。今の残っている部分の今回の部分は、元のままですが、両隣は整地されて、左側の先月11月に許可したところはもう倉庫の基礎が出来ていました。

○議長

ほかにありませんか。

(挙手なし)

○議長

それでは無いようですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案を許可することに決定いたしました。

○議長

続きまして日程第5、議案第3号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

それでは、日程第5、議案第3号「あっせんについて」御説明いたします。資料は8ページから9ページです。

1番「貸したい」の申出です。場所は榕城上之原町地区です。賃料は標準額で、期間は5年賃借をしたいということです。あっせん委員につきましては、4番脇田委員、5番日笠山委員にお願いいたします。

2番「貸したい」の申出です。場所は立山高山地区です。賃料は標準額で、農地中間管理機構利用を希望ということです。あっせん委員につきましては、10番牛越委員、11番岩本委員にお願いいたします。

3番「貸したい」の申出です。場所は上西横山地区です。賃料は維持管理費込みの10アール当たり1万1,000円をお願いしたいということです。あっせん委員につきましては、4番脇田委員、5番日笠山委員にお願いいたします。

4番「貸したい」の申出です。場所は榕城岳之田地区です。10アール当たり1万円で、期間は5年で賃借をしたいということです。あっせん委員につきましては、2番中村委員、5番日笠山委員にお願いいたします。

5番「貸したい」の申出です。場所は安城大野地区です。賃料は、土地代は借り人の希望する額で期間は5年で貸したいということです。あっせん委員につきましては、10番牛越委員、11番岩本委員にお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

皆さんのほうから何か質疑等ありましたらお願いします。

○5番委員

5番です。4番の田んぼのことですが、農業委員会では反当9,000円になっているのですが、1万円というのはどうかと思いますが、交渉とか出来ないのですか。

○事務局

反当9,000円というのはあくまで標準額を示しているだけであって、1万円は貸し人の希望ということであります。

金額については、貸し人、借り人双方で話をしてもらえればなと思います。一応貸し人の希望ということです。

○議長

よろしいでしょうか。

○4番委員

4番です。番号の3番ですけれども、これはもう借手が決まりました。来月あたり申請が上がってくるのではないかと思います。

○議長

ほかに皆さんのほうからなければ、あっせん委員になられた方、よろしくお願いたします。

○議長

続きまして日程第6、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見につい

て」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

所有権の移転について説明いたします。10ページをお開きください。

1段目です。移転時期は令和4年2月1日、地目畑、面積5,688平米、所有権を移転する者3人、受ける者3人です。

内訳につきましては11ページを、詳細については、12ページから17ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定についてです。

まず初めに、所有者から地域振興公社への利用権設定を説明いたします。18ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間、地目畑、面積30,320平米で、利用権の設定する者5人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間、地目田、面積18,562平米、畑、面積35,255平米、合計面積53,817平米、利用権の設定をする者13人、受ける者1人です。

3段目です。期間が令和4年2月1日から令和24年1月31日までの20年間、地目畑、面積36,659平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

内訳については19ページを、詳細については20ページから40ページをご覧ください。

続きまして地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。41ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年2月1日から令和9年1月31日までの5年間、地目畑、面積30,320平米、利用権の設定する者1人、受ける者3人です。

2段目です。期間が令和4年2月1日から令和14年1月31日までの10年間地目田、面積18,562平米、畑、35,255平米、合計面積53,817平米、利用権の設定する者1人、受ける者8人です。

3段目です。期間が令和4年2月1日から令和24年1月31日までの20年間、地目畑、面積36,659平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。内訳については42ページを、詳細については、43ページから60ページをご覧ください。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて担当委員の報告をお願いします。まず、所有権移転の整理番号1番2番について、私が担当ですので、説明をいたします。

○4番委員

番号が前後しますがけれども、回った順番がありますので、整理番号2のほうから報告をいたします。

1月23日、13時より、推進委員、譲受人立会いで、現地を確認いたしました。現地には現在、牧草を植付けておりました。またこの譲受人のほうは、酪農を経営する認定農家で、規模もかなり大きくやっている農家です。農機具技術とも十分整っております。

また、譲渡人のほうは、千葉県に在住の方で、電話で確認をいたしました。条件と、申請内容と一致をしておりました。

続きまして整理番号1です。

13時20分、推進委員、譲受人の父親、この父親っていうのが、譲渡人でもあります。この人が立会いで、贈与ということで、確認をいたしました。

譲受人は、たばこを生産する認定農家で、機械技術力、雇用も含めまして、十分であります。現在、現地のほうは、たばこをつくる準備をしているところです。

内容は申請どおりで、間違いはありませんでした。審議方よろしく願います。以上です。

○議長

整理番号3について9番委員報告をお願いいたします。

○9番委員

9番です。整理番号3について報告いたします。

1月20日9時より、担当推進委員とともに譲受人立会いのもと、現地を確認いたしました。譲受人は、繁殖牛17頭を飼う国上校区在住の認定農業者です。

申請地は、譲受人の家の裏手にあり、荒れていたのですが、遊休農地解消対策事業を使ってきれいに整地され、牧草を植えてありました。

譲渡人は、家が隣同士で農業しているのですが、手に負えず、何年も耕作せず荒らしていたのだそうです。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても何ら問題も申し分はありません。

譲渡人とは会って確認をとりました。

双方確認の結果、申請書どおり間違いがないということで、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員のほうから報告説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

た。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

1 4 番 委 員 _____ 印

1 番 委 員 _____ 印